

菊陽町人・農地プラン検討会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）（以下、「実施要綱」という。）に基づく人・農地プラン作成に当たり、実施要綱第2、別記1（人・農地プラン作成事業）第2の1の（3）及び3の規定により、菊陽町人・農地プラン検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事業を実施するものとする。

- (1) 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の審査及び検討に関すること。
- (2) その他、人・農地プランに関すること。

(構成員)

第3条 検討会は、委員15人以内をもって組織する。

2 検討会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 菊池地域農業協同組合の代表者
- (2) 熊本県菊池地域振興局の代表者
- (3) 大菊土地改良区の代表者
- (4) 菊陽町認定農業者連絡会の代表者
- (5) 菊陽町農業女性アドバイザー
- (6) 菊陽町農業委員会の代表者
- (7) 菊陽町の職員
- (8) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 検討会の委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 この検討会に会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

(会長及び副会長の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 検討会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

(費用弁償等)

第8条 委員の費用弁償及び報償費は、菊陽町非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年菊陽町条例第35号）の例により支給する。

(事務所)

第9条 この検討会は、主たる事務所を菊陽町産業建設部農政課内に置く。

(細則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。